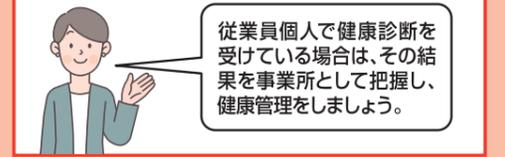


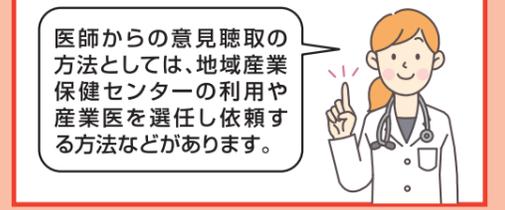
市内事業所の取組紹介!

一般健康診断だけでなく、**人間ドック**受診の助成を実施しています。受診した結果を本人から提出してもらい、事業所としても結果を確認し従業員の健康管理に役立てています。



健康診断の結果、**再検査や治療が必要な従業員には受診についての通知を渡しています**。医師に受診結果を記入してもらい、会社に提出することで結果確認を行っています。

健康診断の結果で受診が必要な従業員には、**勤務時間中に受診ができるよう**配慮しています。



様々な取組例があります。

- 朝礼の時間や社内報を通じて、**健康に関する情報提供**をしています。
- 健康づくりに関する動画**を休憩時間にみんなで見ています。
- 隙間時間に運動ができるよう**運動機器**を職場に設置し、好評です。
- スマホアプリを利用した**ウォーキング大会**を実施し、コミュニケーションのきっかけにもなりました。
- 栄養バランスに配慮した**宅配弁当**を取り入れています。



※相談先の詳細は最終ページをご覧ください。

実施したらチェック!

事業所が行うこと	詳細(赤字は労働安全衛生法上の義務です)	相談先(名称の後ろの番号は裏面と対応しています)
<input type="checkbox"/> 一般健康診断 雇入時の健診 定期健診 特定業務従事者の健診 海外派遣労働者の健診 給食従業員の検便	事業所は、従業員に対して、健康診断を実施します。従業員は事業所が行う健康診断を受ける義務があります。 ※パート従業員であっても、1週間の所定労働時間が通常の従業員の4分の3以上働く人には健康診断を受けさせる必要があります。(50人以上の事業所は労働基準監督署へ結果報告が必要)	● 制度の詳細について 労働基準監督署① 詳細はこちらも御覧ください。  労働安全衛生法上の健康診断  ストレスチェック等
<input type="checkbox"/> 特殊健康診断 【以下の各物質関連業務】 有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質、高圧室内、潜水、放射線、除染、石綿、粉塵(じん肺健診)、酸(歯科健診)	有害な業務に常時従事する従業員等に対し、雇入れ時、配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、それぞれ定められた健康診断を実施します(じん肺は管理区分に応じて)。 (50人未満の事業所も含め、労働基準監督署へ結果報告が必要)	
<input type="checkbox"/> ストレスチェック	事業所は、従業員に対して、ストレスチェックを実施します。 50人未満の事業所は当分の間努力義務(令和7年3月現在)	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果の通知	健康診断の結果は従業員本人に通知すると共に、事業所内で鍵のかかる所に置くなど、プライバシーに配慮した上で保管します。 ※労働安全衛生法に基づく健康診断の結果は、従業員が医療機関で個別に受診する場合でも、事業所が医療機関から受け取ることができます。	● 制度の詳細について 労働基準監督署① 詳細はこちらも御覧ください。  健診後の措置について
<input type="checkbox"/> 再検査、精密検査	健康診断の結果から、再検査や精密検査が必要とされた従業員には、受診を勧め、検査結果を事業所に提出するように働きかけます。	
<input type="checkbox"/> 医師等からの意見聴取	健康診断で所見を認めた従業員については、従業員の健康を守るために事業所として何を行うべきか、医師等から意見を聞きます。	● 事後措置の実施について 神奈川産業保健総合支援センター② 事業所としての取組方法の相談に応じています。 地域産業保健センター③(50人未満の事業所) 従業員に対し、医師意見聴取や保健指導を実施しています。
<input type="checkbox"/> 健康診断実施後の措置	上記の医師等の意見に基づき、労働時間の短縮、作業転換、就業場所の変更など、必要な対応を行います。	
<input type="checkbox"/> 保健指導	健診の結果から、必要に応じて医師・保健師による保健指導を行い、従業員がより健康的な生活を送れるよう促します。	
<input type="checkbox"/> 健康相談・情報提供	健康診断の受診案内や健康づくりに関するポスター等を誰もが目に付く場所に掲示しましょう。 健康づくりに関する情報や健康に関する相談先について、ポスター掲示やチラシ配布などで知らせましょう。	● 従業員の健康管理、作業関連疾患の予防、健康増進の方法等について 神奈川産業保健総合支援センター② 事業所としての取組方法の相談に応じています。 地域産業保健センター③(50人未満の事業所) 事業所としての取組方法についての相談や従業員からの個別相談に応じています。
<input type="checkbox"/> 健康教育	従業員が、自分自身の健康について知り、より健康的な生活を送るために何をしたらよいかを学べる機会として、健康教育や講習会などを開催しましょう。具体的な方法は相談支援機関までご相談ください。 テーマ(例):健康診断の結果の見方、生活習慣病予防のため食事、運動、ストレスの対処法、歯とお口の健康など	● 健康教育 地域産業保健センター③(50人未満の事業所) 区地域みまもり支援センター⑤
<input type="checkbox"/> メンタルヘルス	従業員や管理監督者向けにメンタルヘルスのセミナーや講習会を実施しましょう。また、従業員が各自で相談できる相談先をポスター掲示やチラシ配布などで知らせましょう。 休職した従業員の職場復帰までの対応方法など、わからないことがあれば、相談支援機関までご相談ください。 継続的に通院による精神医療を受けている方は、医療費助成制度(自立支援医療)の対象となる場合があります(※労災保険の給付を受ける場合は対象外です)。	● メンタルヘルス対策の進め方、対応方法 神奈川産業保健総合支援センター② 事業所としての取組方法の相談に応じています。 地域産業保健センター③(50人未満の事業所)
<input type="checkbox"/> レクリエーション	会社ぐるみでレクリエーションや運動の機会を設けることはストレス解消、運動不足解消、生活習慣病予防に繋がります。部署を超えたコミュニケーションの向上の効果も期待できますので、ぜひ計画してみましょう。	● 健康づくりのための体制について 神奈川労務安全衛生協会④ 各種養成講習を実施しています。
<input type="checkbox"/> 健康づくりのための体制	事業所の安全衛生の推進のために、衛生推進者/安全衛生推進者(10人以上50人未満規模)、衛生管理者/安全管理者(50人以上規模)を選任しましょう。	

中小規模事業所のための健康づくり3ステップ

STEP1 知って

健康診断とストレスチェック

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、症状がないまま進行していくことが多くあります。事業所として必ず健康診断を実施しましょう。

また、ストレスチェックを実施し、従業員のメンタルヘルス不調の予防や職場環境の改善のために役立ててください。普段から事業所外の相談先を紹介しておくのも良いでしょう。

STEP2 生かして

事後措置をしっかりと!

健康診断の結果に異常があった場合、事業所は医師の意見を聞くなどし、適切に対応しなければなりません。その後、必要に応じて労働時間の変更等の対応を行います。いずれも従業員が健康に働くために必要なことです。

STEP3 変えていく

予防・健康づくりが大切です

最後のステップではありますが、実はここが健康づくりの要です。事業所で働く一人ひとりが、健康的な生活を送ることで、病気にならずに元気に仕事に取り組むことができます。事業所は、そのための仕組みを整えましょう。

血圧計を一つ置く、健康的な食事についてのポスターを貼る、ということから始めてもよいでしょう。

事後措置や健康づくり活動の成果を、健診結果や生活習慣の変化で確認しましょう。